

変 更 協 定 書

令和5年4月3日付け大阪府（以下「甲」という。）と山田池公園指定管理グループ（以下「乙」という。）との間に締結し、令和7年4月1日付けで一部変更した「府営山田池公園管理業務協定書」の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

記

1 指定管理料の変更

頭書6. 指定管理料

「総額 金692,892,200円
（うち消費税及び地方消費税額 金62,990,200円を含む。）」を
「総額 金693,808,600円
（うち消費税及び地方消費税額 金63,073,509円を含む。）」に改める。

2 条項の変更

前文中

「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第158条第1項」を
「法第243条の2第1項」に改める。

第13条第1項中

「令和8年度 金140,918,000円」を
「令和8年度 金141,376,200円」に、
「令和9年度 金142,389,000円」を
「令和9年度 金142,847,200円」に改める。

第13条第3項中の表の変更

令和8年度	請求時期	金 額	を
1回目	令和8年4月末	金35,229,500円	
2回目	令和8年7月末	金35,229,500円	
3回目	令和8年10月末	金35,229,500円	
4回目	令和9年1月末	金35,229,500円	
令和8年度	請求時期	金 額	に、
1回目	令和8年4月末	金35,229,500円	
2回目	令和8年7月末	金35,229,500円	
3回目	令和8年10月末	金35,229,500円	
4回目	令和9年1月末	金35,687,700円	
令和9年度	請求時期	金 額	を
1回目	令和9年4月末	金35,597,250円	
2回目	令和9年7月末	金35,597,250円	
3回目	令和9年10月末	金35,597,250円	
4回目	令和10年1月末	金35,597,250円	
令和9年度	請求時期	金 額	に改める。
1回目	令和9年4月末	金35,597,250円	
2回目	令和9年7月末	金35,597,250円	
3回目	令和9年10月末	金35,597,250円	
4回目	令和10年1月末	金36,055,450円	

3 別表3の一部の変更

	第1駐車場		
12	管理ブース(基礎工事含む)	1	ユニットハウス
13	①駐車券発券機	1	アマノ(株)GT-2800L
14	②自動料金精算機(高額紙幣対応)	1	// GT-7700LGP
15	③精算機用防犯プロテクター	1	// GT-7000GB
16	④料金計算機	1	// GT-5720
17	⑤入口カーゲート(キャッチ付き)	1	// NT-1500
18	⑥出口カーゲート(キャッチ付き)	1	// NT-1500
19	⑦ループ感知機	2	//
20	⑧入口表示灯	1	// E-111
21	⑨出庫警報灯	1	// E-202
22	⑩保護フード(発券機用、精算機用)	2	//
	第2駐車場		
23	管理ブース(基礎工事含む)	1	ユニットハウス
24	①駐車券発券機	1	アマノ(株)GT-2800L
25	②自動料金精算機(高額紙幣対応)	1	// GT-7700LGP
26	③精算機用防犯プロテクター	1	// GT-7000GB
27	④料金計算機	1	// GT-5650
28	⑤入口カーゲート(キャッチ付き)	1	// NT-1500
29	⑥出口カーゲート(キャッチ付き)	1	// NT-1500
30	⑦ループ感知機	2	//
31	⑧入口表示灯	1	// E-111
32	⑨出庫警報灯	1	// E-202
33	⑩保護フード(発券機用、精算機用)	2	//

を削る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を原協定書とともに保有する。

令和8年5月18日

(甲)

大阪府

代表者 枚方市岡東町19番1号 ステーションヒル枚方 オフィスB 6階
大阪府枚方土木事務所
所 長 吉川 泰司

(乙)

山田池公園指定管理者

山田池公園指定管理グループ

代表者 大阪府大阪市中央区南船場2丁目6番28号
ユタカビル7階
一般財団法人大阪府公園協会
理事長 増山 和弘